

鳥栖市

「部活動の在り方に関する方針」



平成30年12月
鳥栖市教育委員会

目 次

◆ はじめに	1
1 部活動の位置付けと意義	1
(1) 部活動の位置付け	
(2) 部活動の意義	
2 適切な運営のための体制整備	2
(1) 部活動に係る方針の策定	
(2) 指導・運営に係る体制の整備	
3 安全指導・安全管理の徹底による事故防止	4
(1) 安全指導の充実	
(2) 安全管理の徹底	
(3) 大会や試合、コンクール等における移動	
(4) 事故等への適切な対応	
4 適切な休養日等の設定	6
(1) 休養日の基準	
(2) 活動時間の基準	
(3) 学校における休養日及び活動時間等の設定	
(4) 参加する大会等の見直し	
5 合理的で効果的な活動の推進	8
(1) 適切な指導	
(2) 体罰やハラスメントの根絶	
6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	9
(1) 生徒のニーズを踏まえた部の設置等	
(2) 地域との連携等	
7 その他	9

◇ はじめに

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しむとともに、学年を超えた交流の中で、互いに認め合い、励まし合い、協力することで、自主性や協調性、責任感、連帯感を育成するなど、好ましい人間関係の形成に資するものである。

また、練習の成果を大会や試合、コンクール等で発揮することにより、達成感や成就感を味わったり、負けて悔しさを経験したりするなど、様々な学びが期待され、人格形成の上で重要な教育的意義をもつ活動である。

しかしながら、今日社会情勢の変化は早く、部活動を取り巻く環境も著しく変わってきており、部活動に対する生徒や保護者の期待やニーズの変化、生徒の健康面や望ましい集団づくりへの配慮、少子化に伴う生徒の減少、さらには部活動指導にあたる教員の多忙化などの新たな課題が見受けられる。このような中、活動内容について、時間をかければよいという量から、短時間で効率的・効果的な質への転換も求められている。

さらに、教育活動である部活動本来の姿を見失い、大会や試合、コンクール等で勝つことや上位入賞を重視した偏った指導や運営を行うと、けがを引き起こすだけでなく、スポーツ障害やバーンアウト（心身のエネルギーが消耗した状態）など、生徒の将来にまで深刻な影響を与える可能性があることも認識しなければならない。

このような状況を踏まえるとともに、生涯にわたり心身ともに健康な生活ができるよう、健康づくりとスポーツ交流のまちづくりをめざす、本市「スポーツ都市宣言」（平成3年）の理念の具現化や、本市の教育の基本理念である「羽ばたけ！ふるさと鳥栖の未来を拓くひとづくり」をめざし、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、バランスのとれた心身の成長を促し、充実した学校生活を送ることができるよう、部活動の体制整備、指導の在り方、休養日の設定等を規定した、鳥栖市「部活動の在り方に関する方針」を策定する。

各学校においては、従前行われてきた指導方針や練習方法を安易に継承するのではなく、本方針を踏まえ、部活動の在り方について、総合的に多方面から検証し、部活動の適正な運営や指導の充実が図られるとともに、部活動が生徒の健やかな成長に寄与することを期待する。

1 部活動の位置付けと意義

（1）部活動の位置付け

部活動は、学習指導要領上では「第1章 総則」に下記のとおり位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年 告示）（抜粋）

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1. 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

各学校においては、部活動を学校教育活動の一環として位置付け、その管理のもとで行うものとする。

(2) 部活動の意義

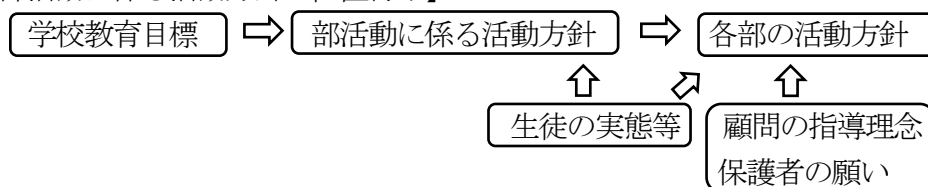
- ① 部活動は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」ものであり、学校教育活動の一環として、共通のスポーツや文化及び科学等に興味・関心を持つ生徒が集い、その能力・適性、興味・関心に応じた活動を通じて、知識や技能の習得を目指し、継続して努力し、充実感や達成感を味わう等、生徒が豊かな学校生活を送る上で大きな意義を持つ。
- ② 部活動は、生徒が学級や学年の枠を越えて、共通の目標を掲げた集団で切磋琢磨する中で、同学年の仲間や異学年である先輩や後輩との関係を学ぶ等、自主性・協調性・責任感・連帯感等が養われ、望ましい人間関係や社会的資質を培うために大切な活動である。
- ③ 部活動は、生涯にわたりスポーツや文化及び科学等に親しむ態度を育むとともに、生徒の健やかな体と豊かな心を育て、家庭や地域とのつながりを深めるとともに、学校の伝統や特色づくりにも寄与する活動である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動に係る方針の策定

- ① 鳥栖市教育委員会（以下「市教育委員会」という）は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、鳥栖市「部活動の在り方に関する方針」を策定する。
- ② 校長は、学校教育目標に照らして、鳥栖市「部活動の在り方に関する方針」に基づき、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、実情に応じて、毎年度末に見直しを図る。
- ③ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」の作成にあたり、休養日及び活動時間の設定（長期休業期間を含む）について明記する。
- ④ 校長は、保護者や地域の理解を得るため、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を、学校ホームページ等の掲載により公表する。
- ⑤ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。
- ⑥ 部活動顧問は、生徒及び保護者に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等について具体的に示す。

【部活動に係る活動方針の位置付け】



(2) 指導・運営に係る体制の整備

① 部活動数

- ア 校長は、当該学校の部活動数について、生徒及び教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できるよう適正な数の部を設置する。
- イ 校長は、設置している部活動の廃部を検討する場合は、現在入部している生徒の活動が損なわれることのないよう、長期的な展望のもと、十分な協議を経て、廃部を決定する。
- ウ 校長は、新しい部活動の設置を検討する場合は、他の中学校の該当部活動設置状況や長期的に存続が可能であるかどうか、十分な協議を経て、創部を決定する。

② 部活動顧問

- ア 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、他の校務分掌等や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- イ 校長は、設置する部活動について、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切に対応できるよう、複数の顧問を配置するよう努める。
- ウ 校長は、部活動指導員を顧問とする場合、当該部活動を担当する教員を指定し、活動計画の作成、生徒指導、事故が発生した場合の対応等の必要な職務に当たらせるものとする。

③ 部活動指導員^{※1}

- ア 鳥栖市教育委員会（以下「市教育委員会」とする。）は、佐賀県教育委員会とともに、指導内容の充実や生徒の安全・安心の確保、教員の長時間勤務の解消などの観点から、効果的な部活動指導員の配置について研究する。
- イ 部活動指導員（学校教育法施行規則第78条に該当する者）は、顧問として、練習試合や大会等の引率・監督を行うことができる。
- ウ 市教育委員会及び校長は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、発達段階に応じた適切な指導、安全の確保や事故発生後の対応、人格を傷つける言動や体罰の禁止、服務に関する規定を遵守すること等に関し、佐賀県教育委員会と連携し、研修の機会を設ける。
- エ 校長及び部活動顧問は、部活動指導員を配置する場合、学校全体及び該当部活動の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

④ 外部指導者

- ア 校長は、外部指導者を活用するに当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、発達段階に応じた適切な指導、安全の確保や事故発生後の対応、人格を傷つける言動や体罰の禁止等についての研修の機会を設ける。

※1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

- イ 校長は、地域の指導者等を外部指導者として協力を得る場合には、学校全体及び該当部活動の「目標や方針」、「活動計画」、「具体的な指導内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び外部指導者との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。
- ウ 外部指導者は練習試合や大会等の引率・監督を行うことはできない。

⑤ 保護者との連携

- ア 部活動は、保護者の理解や協力が不可欠であり、部活動顧問は、日頃から信頼関係を築き、活動が充実したものになるよう配慮する。
- イ 校長及び部活動顧問は、保護者の理解や協力を得るため、部活動保護者会や部活動公開を実施する。文化部の活動では、学校公開の機会等を利用するなど、作品や活動の成果を積極的に公開するよう努める。
- ウ 部活動顧問は、年度当初及び新チーム発足時等、時機をとらえて、活動方針等について周知する。また、練習計画等の情報を積極的に提供するとともに、保護者の意見や願いも把握するよう努める。
- エ 部活動顧問は、練習着やユニフォーム等にかかる費用など経済的負担がある場合は、必要性等について説明し、同意を得るなど十分に配慮する。

3 安全指導・安全管理の徹底による事故防止

(1) 安全指導の充実

① 健康状態の把握

- ア 部活動顧問は、個々の生徒の基礎疾患、既往歴、運動制限など、配慮すべき事項について把握しておく。
- イ 部活動顧問は、活動開始時に生徒の健康状態・疾病・傷病の状況などの健康観察を行い、健康状況により、活動内容を制限するか、休ませるか、適切に判断し対応する。

② 安全指導の充実

- ア 部活動顧問は、日頃から生徒に自分の健康管理について関心や意識を持たせ、積極的に自分自身や他人の安全を確保することができるよう指導する。
- イ 部活動顧問は、生徒自身が、教科等の授業で習得した安全に関する知識や技能を活用・発展させ、積極的に自分自身や他人の安全を確保することができるよう指導する。
- ウ 部活動顧問は、施設や用具の正しい使用方法について指導する。また、使用前の安全確認の習慣化や、準備・片付け及び移動時の安全指導なども十分に行う。

(2) 安全管理の徹底

① 施設・設備・用具等の安全点検

- ア 校長は、施設・設備・用具の定期的な安全点検を行い、事故の未然防止に努める。
- イ 部活動顧問は、活動前及び活動後に、使用する施設・設備・用具の点検を行うとともに、生徒にも安全確認を指導し、事故の未然防止に努める。

② 個人の能力に応じた指導

- ア 部活動顧問は、学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- イ 部活動顧問は、危険を伴う練習について、必ず顧問の指導の下で実施し、個人や集団の能力に応じた練習方法で行わせる。

③ 天候や気象を考慮した対応・指導

- ア 校長は、熱中症対策^{※2}のための気温・湿度等の把握はもとより、暴風や雷、ゲリラ豪雨などの気象情報を事前に収集し、危険が予測される場合は活動時間の短縮や活動の中止などについて適切に判断し、必要な措置を講じる。なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底するとともに、気象庁の高温注意情報が発せられた場合には、屋外の活動を原則として行わない等の対策を講じる。
- イ 部活動顧問は、常に生徒の健康状態を観察し、こまめな水分補給や休息時間を定期的に設けるなど、熱中症の予防に努める。湿度が高い日や温度変化の大きい時期、暑さに慣れていない時期などには、特に注意する。

(3) 大会や試合、コンクール等における移動

- ① 部活動顧問は、大会や試合、コンクール等への参加、または練習試合など、校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法などについて、事前に校長の承認を得る。
- ② 生徒の大会や試合、コンクール等の活動場所までの移動については、公共交通機関を利用する。部活動顧問が運転する自家用車等で生徒を移動させてはならない。
- ③ 生徒の移動について、公共交通機関等での移動ができない場合は、責任と移動手段について保護者に一任する。

(4) 事故等への適切な対応

- ① 校長、部活動顧問は、万が一事故が発生した場合は、AEDの使用や心配蘇生法の実施等と併せて躊躇なく救急車を要請し、人命を最優先した対応をする。
- ② 部活動顧問は、万が一事故が発生した場合、速やかに校長（管理職）に報告する。また、保護者への連絡を確実に行う。
- ③ 校長は、事故発生時の対応について、年度当初に危機管理マニュアルを教職員に周知し、学校全体の救急及び緊急連絡体制を確立して全教職員で共有する。
- ④ 校長は、管理職が不在の場合や、学校外での活動時に事故が発生した場合においても、学校が組織的に対応できるよう、事故発生時の指揮命令者を明確にし、教職員体制が通常と異なる場合の役割分担や連絡体制を定めておく。

※2 参考 「熱中症事故の防止について」（平成30年7月23日付け事務連絡 文部科学省）
「運動部活動における熱中症事故の防止等について（依頼）」（平成30年7月20日付け30ス庁第262号 スポーツ庁）
「熱中症等の事故の防止について（通知）」（平成30年7月24日教委保第902号 佐賀県教育委員会）
「文化庁活動の熱中症事故の防止について（周知）」（平成30年7月20日付け事務連絡 文化庁）

- ⑤ 校長は、事故が発生した場合、速やかに市教育委員会に報告する。

- ◆ 活動中の事故については、独立行政法人「日本スポーツ振興センター」による医療費補助が行われるので、養護教諭と連携の上、確実に手続きを行う。

スポーツ振興センター災害共済給付制度

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校の管理下における児童生徒の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）について、児童生徒の保護者に対し災害共済給付を行い、学校安全の普及充実等を行うことを目的としている互助共済制度である。

学校管理下の活動において生じた生徒の傷病に関する医療費については、災害給付制度が適用されるため、管理職および養護教諭と連携しながら、保護者への説明や手続きを行う。

※ 大会や練習試合については、学校長が事前に参加を許可し、校外活動届等が提出されているなど、あらかじめ自校の教育活動の一環として計画して参加するもので、教職員による適切な引率、指導が行われている活動が対象となること。

4 適切な休養日等の設定

(1) 休養日の基準

市教育委員会は、成長期にある生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を設定するとともに、各学校に対し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

① 休養日

- ア 学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
- イ 平日については、少なくとも1日の休養日を設ける。
- ウ 週休日については、土曜日、日曜日の少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。
- エ 大会、コンクール等により、週休日に活動する必要がある場合は、休養日を平日に振替える。

② 鳥栖市における共通の休養日

- ア 毎月第1水曜日（「鳥栖市ノー部活デー」）
- イ 毎月第3日曜日（佐賀県教育委員会が定める「県下一斉部活動休養日」※3）
- ウ 市教育委員会が定める学校閉庁日（8月13日～8月15日）
- エ 年末年始 12月29日～1月3日

③ 長期休業中の休養日

- ア 学期中に準じた扱いを行う。
- イ 長期休業の趣旨を鑑み、生徒が家族と過ごす時間や地域行事等へ参加する時間等、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の長期休養期間を適切に設定する。

※3 参考 「第3日曜日の「県下一斉部活動休養日」の設定について（通知）」（平成29年10月2日付け教委保第1112号）

「より適正な部活動のあり方に係る取組みについて（通知）」（平成30年3月28日付け教委教第2677号）

(2) 活動時間の基準

① 活動時間

- ア 平日においては、長くとも2時間程度とする。
- イ 週休日及び祝日、休業日においては、長くとも3時間程度とする。

② 下校時刻

- ア 活動時間及び日没時刻を考慮して下校時刻を設定する。
- イ 下校時刻については、生徒が安全に帰宅できるよう配慮する。

③ 効率的・効果的な活動時間の設定

部活動により生徒が学校以外の様々な活動について参加しづらいなどの課題や、バランスの取れた健全な成長の確保の観点から、過度に時間をかけることがないよう、効率的・効果的な活動を行う。

(3) 学校における休養日及び活動時間等の設定

- ① 校長は、部活動運営計画の策定に当たっては、(1)、(2)に則り、適切な活動時間を設定する。なお、休養日については、定時退勤日等を考慮し、学校全体の部活動休養日を設定することも考えられる。また、休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。
- ② 校長は、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行い、その運用を徹底する。
- ③ 部活動顧問は、活動計画等の作成に当たっては、学校全体としての休養日及び活動時間等に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定する。

(4) 参加する大会等の見直し

- ① 校長は、生徒に与える教育的意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とにならないことを考慮し、参加する大会・試合、コンクール等を精査する。
- ② 週末等が開催される様々な大会・試合、コンクール等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度の負担とならないよう、原則として、大会・試合、コンクール等への参加によって週末2日とも活動する週が連続しないよう考慮する。
- ③ 鳥栖市立学校においては、県大会規模の大会・試合、コンクール等については、年4回程度^{※4}の参加を目安とする。

※4 ①中学校体育連盟が主催する大会、②日本スポーツ協会加盟団体が主催する大会（春季大会）、③日本スポーツ協会加盟団体が主催する大会（新人大会）、④日本スポーツ協会加盟団体が主催する上位（九州・全国）につながる大会や、全国吹奏楽連盟等が主催又は共催する大会・コンクール等の県大会規模と考える。

5 合理的で効果的な活動の推進

(1) 適切な指導

- ① 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上において、生徒が自ら考え、計画していくボトムアップ理論に基づく指導方法等を実践し、生徒自らが自分の目標や課題を設定し、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり、調べたりして、実践につなげられるよう部活動に主体的に取り組む力を育成する。
- ② 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、国の「運動部活動での指導のガイドライン」(平成30年3月スポーツ庁)や県の「運動部活動の在り方に関する方針」(平成30年8月佐賀県)、本ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹する。
- ③ 部活動顧問は、生徒の心身のバランスのとれた成長を図る観点から、各部活動の特性を踏まえたスポーツ医・科学的な見地に基づいた指導方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じた適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られる活動を実施する。その際、中央競技団体^{※5}及び吹奏楽連盟等の中央活動団体が示す指導手引き等を活用する。
- ④ 校長及び部活動顧問は、部活動が勝利や入賞にとらわれた意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、バーンアウト(心身のエネルギーが消耗した状態)や運動部におけるスポーツ障害を防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

(2) 体罰やハラスメントの根絶

- ① 体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為であり、生徒の人権を侵害する不当な行為であり、絶対に許されないことである。部活動顧問は、生徒の人格を傷つける言動や体罰を厳しい指導として正当化することは決してあってはならず、校長は、全教職員で共通理解のもと、体罰の根絶を徹底する。
- ② 部活動顧問は、体罰により、被害を受けた生徒はもとより、その場に居合わせた生徒の後々の人生にまで、身体的、精神的な悪影響を及ぼす可能性があることを理解する。
- ③ 部活動顧問は、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントにより、生徒の人格や尊厳を不当に傷つけることがないよう配慮する。

※5 スポーツ競技の国内統括団体

【参考】 ◆ 体罰等の許されない指導と考えられるものの例

「運動部活動での指導のガイドライン」より（平成 25 年 5 月 文部科学省）

- ① 殴る、蹴る等。
- ② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
（例）・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示をしているにも関わらず攻撃を続ける。
・防具で守られていない身体特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

6 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）生徒のニーズ等を踏まえた部の設置等

市教育委員会及び校長は、単一の学校では競技等として成立する人数に満たない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、複数校で編成する合同チームの設置等を検討するなど、合同部活動等の取組を推進する。

（２）地域との連携等

- ① 市教育委員会及び校長は、生徒のスポーツや文化、芸術等の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域スポーツ団体、文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境の整備を推進する。
- ② 市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、このような取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

7 その他

- ・ 平成 30 年度中に文化庁において策定される見込みの「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を踏まえて改定を行う。
- ・ 本方針については、社会情勢の変化や部活動を取り巻く環境の変化に伴い、必要があれば、随時、改定を行う。